

(改正後)

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (案)

平成12年3月30日

条例第6号

甲賀郡行政事務組合廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に基づき甲賀市及び湖南市(以下「関係市」という。)におけるし尿の収集、運搬及び処分並びに浄化槽汚泥、可燃ごみ及び動物の死体の処分(一般廃棄物に係るものに限る。)並びに関係市が設置する下水道施設から発生する汚泥(以下「下水道汚泥」という。)の処分を適正に行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(し尿処理施設及びごみ処理施設の名称及び位置)

第2条 し尿処理施設及びごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 甲賀広域行政組合衛生センター(うちし尿処理施設を第1施設、ごみ処理施設を第2施設という。)

位置 滋賀県甲賀市水口町水口6458番地、6677番地

(し尿等の処理計画)

第3条 廃掃法第6条第1項の規定によるし尿、浄化槽汚泥、可燃ごみ及び動物の死体(以下「し尿等」という。)の処理計画については、関係市が区域、種類並びに収集及び処分の方法を別に定めて告示するものとする。ただし、占有者(占有者がない場合には、管理をする者とする。以下同じ。)又は事業者からのし尿の収集は、月1回とする。

(清潔の保持)

第4条 占有者は、その占有し、又は管理をする土地又は建物の清潔を保つとともに衛生的に管理しなければならない。

(自己処分の処理基準)

第5条 占有者が、し尿等の一般廃棄物を自ら処分しようとするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条の基準に従い生活環境の保全上支障のない方法で処分しなければならない。

(し尿等の処理の届出)

第6条 甲賀広域行政組合(以下「組合」という。)が行うし尿の収集、運搬及び処分を受

(改正後)

けようとする者は、居住地の市長に届け出なければならない。その住所を変更したときも、同様とする。

2 下水道汚泥を衛生センターで処分しようとする関係市は、管理者に届け出なければならない。

3 可燃ごみ及び動物の死体を衛生センターへ搬入しようとする関係市若しくは関係市の委託又は許可を受けた収集業者は、管理者に届け出なければならない。

4 関係市から浄化槽汚泥の収集又は運搬の許可を受けた者は、管理者に届け出なければならない。

(収集及び運搬の委託)

第7条 組合は、第3条の処理計画の範囲内において、し尿の収集及び運搬を組合以外の者に委託することができる。

(手数料)

第8条 し尿の収集、運搬及び処分手数料並びに浄化槽汚泥、関係市の指定袋によらない可燃ごみ、動物の死体及び下水道汚泥の処分手数料は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収の時期、方法及び相手方)

第9条 前条の規定による手数料は、規則で定めるところにより徴収する。

(手数料の減免)

第10条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月1日条例第19号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成21年1月15日条例第1号)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第7号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(改正後)

附 則(令和7年3月〇〇日条例第〇号)

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表(第8条関係)

手数料

(単位:円)

区分			単位	手数料	
し尿の収集、運搬 及び処分手数料	従量	くみ取量による	20lごとに	240	
	臨時	月に1回を超える申込みその他 臨時くみ取申込みがあったとき に従量による手数料に加算する 額	1回につき	720	
処分 手数料	浄化槽汚泥	1.8k1積載車	1台	1,030	
		3.6k1積載車	1台	2,060	
	可燃ごみ	家庭系	関係市の指定袋によらないもの	10kgごとに	50
		事業系	関係市の指定袋によらないもの	10kgごとに	220
	動物の死体			1体	1,000
	下水道汚泥			10kgごとに	60